

(仮称) 久喜市空家等地域流通促進事業 (案) について

1 事業名称について

事業の趣旨が市民に伝わるよう、わかりやすく、簡潔な名称に変更します。

事業名称(案) 久喜市空き家の活用サポート窓口 (通称:いえかつKUKI)

2 事業期間

久喜市空家等対策計画期間とします。

稼働(令和4年11月頃)から令和8年度末まで

3 応募要件について

(1) 不動産関係

1	市内に事業所を置き市内で事業を行ってから5年以上経過していること
2	宅地建物取引業免許を取得していること
3	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉本部に入会していること
4	県が公表している宅地建物取引業に基づく監督処分結果一覧表に掲載されていないこと
5	土地付き中古住宅の売買、賃貸の代理又は仲介の実績があること
6	市街化調整区域内の土地又は土地付き中古住宅の売買、賃貸の代理又は仲介の実績があること
7	電話、FAX、自社のホームページがあること

(2) 法務関係

<弁護士事務所>

1	久喜市内に事務所を置いていること (法人の場合は主たる事務所が久喜市内にあること)
2	経験年数が5年以上であること
3	埼玉弁護士会に所属していること
4	電話、FAX、事務所のホームページがあること

<司法書士事務所>

1	久喜市内に事務所を置いていること (法人の場合は主たる事務所が久喜市内にあること)
2	経験年数が5年以上であること
3	埼玉司法書士会に所属していること
4	前年度、日本司法書士会連合会が定める単位制研修を必要単位(12単位)以上取得していること
5	電話、FAX、事務所のホームページがあること

4 その他

事業者の募集については、来年度に募集要領を定める予定です。

なお、応募資格の1つとして、事業の実施や周知費用の一部を負担していただくことを規定したいと考えています。

【費用負担の参考例】※公募の結果を仮に20社とした場合の試算

周知用チラシの印刷製本費用(初年度分)

・印刷製本費(5,000枚 A4 両面カラー印刷) 95,000円

・枚数:20社×100枚ずつ配架(事業所窓口などに掲示)
残 3,000枚 (2,500枚 公共施設や商業施設等に配架
500枚 空家所有者に配布)

・一社あたりの費用負担 20社で等分 4,750円

・郵送費(500枚 空家所有者宛て) 42,000円

・84円×500件 42,000円を20社で等分 2,100円

・チラシデザイン 市が作成

・封筒 市の封筒を使用



合計負担額 6,850円